

平成17年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 8 2	監視業務	<p>・不十分な業務日誌 監視業務終了後作成される巡視日誌は、異常の有無につき丸をつける簡潔な書式であり日誌といえるほどの報告を求めているため、巡視の事実は確認できない。巡視時間、巡視の様子を委託業務の履行が確認できる程度に具体的に記入させるべきである。</p>	環境施設課	<p>平成21年度から業務日誌に写真を添付させ、また、平成25年度から業務日誌へ巡視時間を記入させています。このことにより、巡視時間及び巡視の様子を確認することしました。</p>	措置済
P 2 2	財政援助団体（法定 公社および外郭団 体）	<p>土地開発公社については事業化しないまま長期にわたり保有している土地の不良資産化が一般に懸念されているところである。決算書において債務超過となっていない場合でも減損会計を適用し、土地の含み損を減損損失として計上した場合、大幅な債務超過となる可能性が高い。より一層の保有地の売却と有効利用が必要である。</p>	財政課	<p>平成19年度に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」（平成20～24年度の5年間）を策定し、抜本的な経営健全化に取り組みました。 その結果、平成18年度末には162億円あった簿価総額が、平成24年度末では65億円に縮減しました。 また、5年以上保有していた土地の簿価総額につきましても、平成18年度末時点で12.1億円あったものが、平成24年度末では2.8億円に縮減しました。 なお、先行取得していた用地のうち、今後事業化の予定のない保有地についても、平成24年度末までにすべて売却しました。</p>	措置済

(公表日:平成26年2月3日 通知日:平成25年12月25日法第34号)